

## 貝塚市社会福祉協議会地区福祉委員会に関する設置規程

### (目 的)

第 1 条 社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 36 条第 2 項に規定する地区福祉委員会について、必要な事項を定める。

### (設 置)

第 2 条 本会と連携、協働を図り、地域福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉活動の増進を図るため、地区福祉委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組 織)

第 3 条 委員会の委員は、概ね下記の者をもって組織する。

- (1) 地区の町会（自治会）会長並びに町会を代表するもの
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 青少年指導員・こども育成会
- (4) 防犯委員・交通委員
- (5) 健康づくり推進委員
- (6) 老人会（クラブ）・婦人会・青年団
- (8) 学校園・P T A
- (9) 保護司
- (10) 学識経験者・その他諸団体

### (事 業)

第 4 条 委員会は、第 1 条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 委員会相互の連携と協調
- (3) 委員会事業の推進
- (4) 関係機関・団体との連絡調整
- (5) その他、目的達成のための必要な事業

### (役 員)

第 5 条 各地区福祉委員会に、会長 1 名、副会長、書記、会計、監査を若干名置く。

(任 務)

第6条 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 書記は業務を、会計は財務をそれぞれ担当する。
- 4 監査は業務の運営状況と会計を監査する。

(会 議)

第7条 会議は常任委員会、役員会等とし、必要に応じ会長が招集しその議長となる。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(部 会)

第8条 この委員会に部会を置くことができる。

(経 費)

第9条 委員会の運営に関する経費は、本会会費還元金及び本会の補助金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。